

平成26年12月1日

生命保険窓販商品の追加

－ 明治安田生命『つかつてのこせる終身保険』を取扱開始 －

<正式名称：5年ごと利差配当付利率変動型一時払定期支払金付終身保険>

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成26年12月1日（月）から、一時払終身保険『つかつてのこせる終身保険』（引受保険会社：明治安田生命保険相互会社）を販売開始いたします。今後とも生命保険窓販商品のラインナップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 商品名

『つかつてのこせる終身保険』

《正式名称：5年ごと利差配当付利率変動型一時払定期支払金付終身保険》

（引受保険会社：明治安田生命保険相互会社）

2. 販売開始日

平成26年12月1日（月）

3. 商品概要

『つかつてのこせる終身保険』の主な特徴

「定期支払金」をご契約の1年後から一定期間、毎年お受取りいただくとともに、万一の死亡保障を生涯にわたってご準備いただける一時払終身保険です。

<1> 自分のために「つかう」

- ・ご契約後の1年後から「定期支払金」を毎年お受取りいただき、趣味や旅行等の資金として「つかう」ことができます。

「定期支払金」をお受取りいただく回数は、20回または15回です。

※お受取りいただく回数は、ご契約時の年齢により異なります。

<2> 家族のために「のこす」

- ・万一の場合には、「死亡保険金」として家族のために「のこす」ことができます。
- ・「定期支払金」を受け取られた回数にかかわらず、「死亡保険金」は一時払保険料相当額以上となります。

<3> 死亡保障が「ふえる」

- ・予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率を上回る場合は、「死亡保険金」が増加します。

『つかつてのこせる終身保険』の商品概要

『つかつてのこせる終身保険』の主なお取扱いは次のとおりです。

項目	内容													
<p>しくみ 図 (イメージ)</p>	<p>【第1保険期間20年、予定利率の更新回数2回の場合】</p>													
<p>保障内容</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>支払事由</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期支払金</td> <td>被保険者が以下の日に生存しているとき 1. 第1保険期間中の年単位の契約応当日 2. 第1保険期間満了日の翌日</td> <td>基本保険金額 × 定期支払率 (※1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死亡保険金</td> <td>被保険者が第1保険期間中に死亡したとき</td> <td>次のいずれか大きい金額 1. 「基本保険金額+定期支払金額×経過月数÷12」で計算される金額 2. 被保険者が死亡した日の返戻金額</td> </tr> <tr> <td>被保険者が第2保険期間中に死亡したとき</td> <td>次のいずれか大きい金額 1. 基本保険金額に基づき計算される金額 (※2) 2. 被保険者が死亡した日の返戻金額</td> </tr> </tbody> </table>	種類	支払事由	給付金額	定期支払金	被保険者が以下の日に生存しているとき 1. 第1保険期間中の年単位の契約応当日 2. 第1保険期間満了日の翌日	基本保険金額 × 定期支払率 (※1)	死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 1. 「基本保険金額+定期支払金額×経過月数÷12」で計算される金額 2. 被保険者が死亡した日の返戻金額	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 1. 基本保険金額に基づき計算される金額 (※2) 2. 被保険者が死亡した日の返戻金額		<p>(※1) 「定期支払率」は、契約日の予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて決まります。</p> <p>(※2) 「基本保険金額に基づき計算される金額」は、契約日の予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて決まり、予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率 (0.5%) を上回る場合は増加します。</p>
種類	支払事由	給付金額												
定期支払金	被保険者が以下の日に生存しているとき 1. 第1保険期間中の年単位の契約応当日 2. 第1保険期間満了日の翌日	基本保険金額 × 定期支払率 (※1)												
死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 1. 「基本保険金額+定期支払金額×経過月数÷12」で計算される金額 2. 被保険者が死亡した日の返戻金額												
	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 1. 基本保険金額に基づき計算される金額 (※2) 2. 被保険者が死亡した日の返戻金額												
<p>契約年齢範囲</p>	<p>20歳～85歳 (満年齢)</p>													

基本保 険金額 (一時 払保 険料)	20歳～59歳：300万円～1億円（10万円単位） 60歳～85歳：300万円～2億円（10万円単位）
告知	告知は不要です

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■預金などとの違いについて

この保険は、明治安田生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■解約返戻金について

この保険は、解約または減額等の際の解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢等に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行います。そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

■契約者にご負担いただく諸費用

	項目	費用
ご契約時	契約初期費用	ご契約の締結に必要な費用として、基本保険金額に対して契約年齢に応じた初期費用率（4.50%～1.70%）を乗じた額を、契約時に積立金から控除します。
ご契約後	保険契約関係費	ご契約の維持・管理等に必要な費用、定期支払金・死亡保険金にかかる費用及び予定利率を最低保証するための費用を積立金から毎年控除します。 (※) 当該費用は、契約年齢、性別、経過期間等によって異なるため表示しておりません。
年金支払期間中(※3)	保険契約関係費	年金支払管理に必要な費用として、年金開始日以後、年金年額に対して1.0%（2014年12月現在）を乗じた額を、毎年の年金支払日に積立金から控除します。

(※3) 「年金支払特約」および「年金移行特約（返戻金額）」を付加して年金をお受取りいただく場合に限ります。

このプレスリリースは、『つかつてのこせる終身保険』の主な特徴を記載したものです。この商品のご検討・お申込みの際には、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

● ご注意いただきたい事項

- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」は保険会社の商品です。このため預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、元本の返済や利息の支払が保証されておりません。
- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」をご契約の際には、「ご契約のしおり・約款、(定款)」、「契約概要・注意喚起情報」または「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「特別勘定のしおり(変額商品のみ)」を必ずご覧ください。
- ・当行(募集代理店)の行員(生命保険募集人)は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込み状況等によっては、お申込みいただけない場合がございます。
- ・引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約返戻金額が払込保険料を下回るリスクがあります。
- ・保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。
- ・保険会社への保険料のお支払いについて、保険料お支払いの猶予期間中に保険料のお支払いがない場合、ご契約は失効したり自動振替貸付が適用されます。(保険商品や保険料お支払い状況によって異なります。)失効した場合、保険金や給付金の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。

以上